

帝人グループ 2025 年度奴隷労働と人身取引に関する声明文
(参考訳)

この声明文は、2015 年に英国で施行された現代奴隷法第 54 条に基づいてなされたものであり、奴隷労働と人身取引が帝人グループの事業及びサプライチェーンで行われていないことを確実にするために、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの事業年度（以下「2025 年度」といいます。）に帝人グループが実施した取組をその対象としております。

帝人グループは、当グループの、またはサプライチェーンのいかなる活動も、あらゆる人が人権を享受することを妨げるものであってはならず、さらには、すべての人間の尊厳と権利を尊重することについて良い影響を及ぼすものでなければならないと認識しています。帝人グループは、奴隷労働と人身取引が現代における世界的な人権問題であることもまた認識しています。帝人グループは、奴隷労働と人身取引が当グループの事業のいかなる部分においても、また当グループのいかなるサプライチェーンにおいても行われていないことを確実にするための活動を継続して実施していきます。

1. 帝人グループの組織構造、事業、サプライチェーンについて

帝人グループは、1918 年に日本初のレーヨンメーカーを設立したことから始まりました。当グループは現在、繊維・製品、ヘルスケア、樹脂、電池・半導体ソリューション、アラミド、炭素繊維（複合成形材料含む）、再生医療・埋込医療機器等、幅広く事業を展開しています。

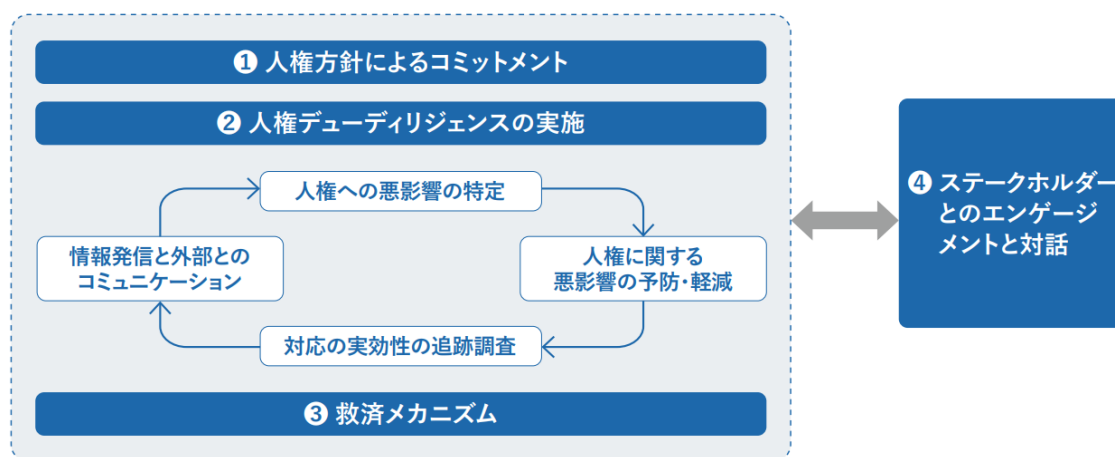
帝人グループ及び当グループの事業の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.teijin.co.jp/>

主な事業のサプライチェーン構造（主に下流）については以下のリンクからファクトブックをご覧ください。

<https://www.teijin.co.jp/ir/library/fact-book/>

帝人グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った形で、人権尊重施策を推進しています。（次頁の図）



それぞれの活動は下表の通り本声明文において説明されています。

国連指導原則の項目	本声明文の該当章の番号
①方針によるコミットメント	2.
②人権デューディリジェンスの実施	
(a) 人権への悪影響の特定	3.-1)2)4)、4.
(b) 人権に関する悪影響の予防・軽減	3.-2)3)4)、4.、5.
(c) 対応の実効性の追跡調査	3.-2)4)、4.、6.-2)3)
(d) 情報発信と外部とのコミュニケーション	3.-4)5)
③救済メカニズム	4.
④ステークホルダーとのエンゲージメントと対話	3.-4)5)、6.-1)

2. 奴隷労働と人身取引に関する帝人グループの方針

帝人グループは、以下の方針等において、当グループが、当グループの事業のいかなる部分においても、また当グループのいかなるサプライチェーンにおいても、奴隷労働と人身取引を防止していくことを表明しています。

1) 帝人グループ行動規範

帝人グループは、行動のよりどころとして、「帝人グループ行動規範」を制定しています。

「帝人グループ行動規範」は、“私たち、帝人グループおよびその役員・社員は、良心に従って行動します。”と表明し、“私たちは、法令・規則を遵守し、人権および地域コミュニティを尊重して、誠実に行動します。”と定めています。

帝人グループは、「帝人グループ行動規範」をより深く理解し実践するため「私たちの実践ポイント」

を項目ごとに策定し、グループ内で周知活動をしています。

「帝人グループ行動規範」及び「私たちの実践ポイント」の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

https://www.teijin.co.jp/about/conduct_code/

2) 帝人グループ人権方針

帝人グループは、パーパス「Pioneering solutions together for a healthy planet」のもと、“すべての人間の尊厳と権利を尊重する”という基本姿勢を明確にするため、「帝人グループ人権方針」を制定しています。「帝人グループ人権方針」は、“私たちは『人権の尊重は企業として果たすべき重要な社会的責任』であるとの認識の下、事業活動のすべてにおいて、あらゆる人権侵害に直接的に関与しないだけでなく、社外の関係者を通して間接的にも加担しないよう努めます。”と表明しています。また、“社外の関係者に対し、本方針に沿った人権尊重への理解と実践を期待し、協働して人権の尊重を推進します”と定めています。

帝人グループは「帝人グループ人権方針」において、「国際人権章典」（「世界人権宣言」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）及び「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」に記されている原則に従うこと、並びに「国連のビジネスと人権に関する指導原則」「国連グローバル・コンパクト」の10原則及び「子どもの権利とビジネス原則」を尊重することを表明しています。なお、帝人株式会社は、国連グローバル・コンパクトに2011年3月から参加しています。

この人権方針の実践については、当グループ CEO が責任を持ちます。

「帝人グループ人権方針」の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

https://www.teijin.co.jp/csr/social/human_rights.html

3) 購買・調達に関する方針

帝人グループ購買・調達の基本方針

「帝人グループ購買・調達の基本方針」は“帝人グループは、人権を尊重し、不当な差別や奴隷労働、強制労働、児童労働、人身取引などの人権侵害を行わない取引先からの購買・調達を推進します。”と定めています。

帝人グループ購買・調達担当者の基本姿勢

帝人グループは、購買・調達担当者がとるべき行動を具体的に示すため「帝人グループ購買・調達担当者の基本姿勢」を制定しています。「帝人グループ購買・調達担当者の基本姿勢」は、“購買・

調達担当者は、不当な取引条件の強要や買い叩き等を行わず、人権を尊重し強制労働や長時間労働を行わない取引先からの購買・調達を推進します。”と定めています。

帝人グループ CSR ^(*) 調達ガイドライン

帝人グループは「帝人グループ購買・調達の基本方針」に則り「帝人グループ CSR 調達ガイドライン」を制定しています。このガイドラインは、強制労働、児童労働及び若年労働、外国人労働者、労働時間と休日、賃金と福利厚生、差別、ハラスメント、結社の自由、地域社会への配慮、相談・通報窓口、責任あるサプライチェーンの推進といった人権に関する項目を含みます。当グループは、サプライヤーに対してガイドラインに準拠した取組を求めています。

(*) CSR : Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)

「帝人グループ購買・調達の基本方針」「帝人グループ購買・調達担当者の基本姿勢」及び「帝人グループ CSR 調達ガイドライン」の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

https://www.teijin.co.jp/csr/social/supply_chain.html

3. 帝人グループの事業及びサプライチェーンにおける奴隷労働と人身取引に関連する、帝人グループの人権デューディリジェンスのプロセス

帝人グループは、人権デューディリジェンスについて定める「帝人グループ人権方針」に沿って、2018 年度より、人権に対する負の影響を特定し、予防し、軽減し、また取組について情報開示するための人権デューディリジェンスのプロセスを稼働しています。当グループの人権デューディリジェンスのプロセスは以下の通りであり、これが現代奴隷に関するデューディリジェンスも包含しています。

1) 人権リスクアセスメント

帝人グループは 2018 年度に、外部 NGO 等の支援を受けて、事業ごとに考えられる人権問題の種類を整理し、問題が顕在化する可能性のある箇所を特定するための第 1 回人権リスクアセスメントを実施しました。2023 年度に実施した直近のアセスメントでは、当グループの主要事業を担う主要グループ会社を対象とし、各事業の定性情報から「地理的リスク」、「製品別リスク」、「雇用形態別リスク」、「業界リスク」を主にデスクトップリサーチで評価して、それらの総計として各事業の「人権侵害リスク」を定量的に分析しました。このアセスメントを通じて、当グループの主要事業における人権リスクを確認しました。特に繊維・製品事業については、当グループの事業の中でも相対的に潜在リスクが高い領域の一つと認識しており、リスクベースアプローチに基づき優先的に対応を進めています。

帝人グループ人権リスクアセスメント（調査）の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

https://www.teijin.co.jp/csr/social/human_rights.html

2) サプライヤー調査

帝人グループでは、主要サプライヤーに対するアンケートや現地調査等を通じて、サプライヤーのCSRに関する活動状況を確認し、評価しています。これらの調査では、「帝人グループ CSR 調達ガイドライン」で求める事項や国際的な人権・労働基準を踏まえた人権、労働、安全衛生、倫理等に関する事項について確認し、その結果をもとにサプライヤーの人権リスクを評価しています。2025年度は、重要サプライヤーや一定の取引規模を有するサプライヤー等の中から、各事業の基準に基づき選定したサプライヤーを対象に CSR 調達アンケートを実施し、評価結果を踏まえ、リスクが高いと判断した約 120 社について詳細確認及び必要に応じた是正措置の要請を行いました。

また、人権問題の発生可能性が高い業種として認識される繊維・製品事業においては、帝人フロンティア株式会社^(**)（以下、帝人フロンティア）が国内外のサプライヤーを対象に CSR 調達アンケートを実施するとともに、その結果等を踏まえて 2025 年度は加工場・縫製工場等 17 拠点を対象に現地での実態調査を実施しました。

^(**)帝人フロンティア株式会社は 2026 年 10 月 1 日に旭化成アドバンス株式会社と経営統合して、TA フロンティア株式会社に社名変更します。

帝人グループサプライヤー調査の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

https://www.teijin.co.jp/csr/social/supply_chain.html

3) 負の影響の予防・軽減措置

帝人グループは、人権デューディリジェンスを通じて特定した人権リスクや負の影響に対し、改善要請や対話の実施を通じて、その予防及び軽減に取り組んでいます。例えば、繊維・製品事業では日本国内の外国人技能実習生に関するリスクへの対応として、「ゼロフィー・プロジェクト」を 2019 年度から継続して実施しています。技能実習生本人への確認やサプライヤー調査を通じて送出手数料負担の解消を図るとともに、サプライヤーにおける外国人技能実習生の処遇状況についても確認を行っています。

また、通報窓口の運営、教育・啓発活動も負の影響を予防・軽減するものであり、これらの取組の詳細は、「4.救済メカニズム」及び「5.トレーニング」に記載しています。

帝人フロンティアグループの「ゼロフィー・プロジェクト」の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

https://www.teijin.co.jp/csr/social/human_rights.html

4) 対話

帝人グループは、「ビジネスと人権」の分野で活躍する有識者、そして当グループやサプライチェーンの活動により潜在的、あるいは実際に影響を受けるステークホルダーとの対話を実施しています。

「ステークホルダーとのコミュニケーション」の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.teijin.co.jp/csr/management/#anc-05>

5) 情報開示

帝人グループは、人権に対する負の影響及びリスクに対し当グループがどのような取組を行っているかについて、この声明文や統合報告書、また当グループのウェブサイトを通じて定期的に情報を開示しています。

4. **救済メカニズム**

1) 通報窓口

帝人グループでは、社員・役員・取引先が非違行為やその疑いを通報できるホットラインを設置しています。グローバルな通報窓口は第三者機関が運営し、24 時間・匿名・多言語で利用可能です。通報情報は機密として適切に管理され、通報者への不利益取扱いや報復行為、通報者の特定を試みる行為を禁止し、その保護を徹底しています。重大な案件はトップマネジメントへ報告のうえ対応し、制度の運用状況は定期的に取り締役会へ報告しています。

帝人グループ通報窓口の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.teijin.co.jp/csr/governance/compliance.html>

2) 帝人フロンティアサプライヤーホットライン

また、上記に加え、帝人フロンティアにおいては、2025 年 7 月よりグリーンバンスメカニズムとして「帝人フロンティアサプライヤーホットライン」の運用を開始しました。国内外のサプライヤー企業の従業員から、雇用、労働環境、コンプライアンス等に関する相談を、提携する公正な第三者組織が受け付け適切に対応することで、サプライチェーン全体における人権及び労働環境の維持・向上を図っています。

帝人フロンティアのサプライヤーホットラインの詳細については、以下のリンクから帝人フロンティアのウェブサイトをご覧ください。

<https://www2.teijin-frontier.com/sustainability/procurement/>

5. トレーニング

1) 社員・役員に向けたトレーニング

帝人グループは、企業倫理及び人権に関する教育機会を社員・役員に提供しています。毎年企業倫理月間を設け、各組織において企業倫理研修を実施しており、人権やハラスメント等のテーマも適宜取り上げています。

また、日本においては新入社員、新任部課長職及びグループ会社新任取締役等を対象とした研修や、事業特性に応じた人権eラーニング等を通じて、人権に関する理解向上を図っています。

帝人グループにおける企業倫理研修の詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.teijin.co.jp/csr/governance/compliance.html>

2) 調達先に向けたトレーニング

帝人グループは、CSR 調達アンケート等のサプライヤー調査を通じて、調達先に当グループの人権に関する考え方や期待事項について理解を深めていただくとともに、調査結果をサプライヤーのリスク評価や対話に活用し、必要に応じて改善に向けた取組を促進しています。また、繊維・製品事業においては、法令遵守と人権の保護を強化する目的の下、サプライチェーン上の国内外の加工・縫製・刺繍工場、素材メーカー等を対象に、2014 年から毎年「CSR サプライチェーンセミナー」を帝人フロンティアが開催しています。

帝人グループの CSR サプライチェーンセミナーの詳細については、以下のリンクから帝人のウェブサイトをご覧ください。

https://www.teijin.co.jp/csr/social/supply_chain.html

6. 帝人グループの事業及びサプライチェーンにおいて奴隷労働と人身取引が行われていないことを確実にするための取組の有効性評価

1) 外部有識者との対話

帝人グループでは、人権尊重の取組の向上に向けて外部有識者との対話を行っています。例えば繊維・製品事業を担う帝人フロンティアでは、人権分野の専門家との定期的な意見交換を通じて、人権尊重の取組について助言を受けています。

2) サプライヤー調査を通じた改善事例

当グループでは、サプライヤー向け CSR 調達アンケートや現地調査等を通じてサプライチェーン上の人権課題を把握し、実際の改善につなげており、当グループの取組の有効性を確認しています。例えば、賃金のベースとなる実労働時間を記録していない企業に改善を求め、各従業員の出退社時刻を日々記録し保管することになった事例があります。また、現地語による就業規則しか整備されていない企業に改善を求め、外国人労働者が理解できる言語での就業規則を作成・配布した事例もありました。

3) モニタリングの継続

帝人グループは、奴隷労働や人身取引が当グループの事業やサプライチェーンで行われていないことを確実にするために当グループが行っている取組の有効性を評価するため、(i) 人権リスクアセスメントを定期的実施すること、(ii) サプライヤー調査の結果をレビューすること、(iii) 社員、サプライヤーまたはその他の方から通報手続を通して受領した、奴隷労働や人身取引についての懸念を伝える報告の件数及び内容をモニターすること、を継続してまいります。

この声明文は、帝人株式会社及び帝人グループ各社を代表してなされ、2026 年 9 月 30 日に帝人株式会社の取締役会により承認されました。

2026 年 9 月 30 日

帝人株式会社

代表取締役社長執行役員 CEO

内川 哲茂